

諮問庁：防衛装備庁長官

諮問日：平成29年12月7日（平成29年（行情）諮問第474号）

答申日：平成31年2月25日（平成30年度（行情）答申第433号）

事件名：特定機関特定課に係る「タクシー（18fy）検査」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「タクシー（18fy）検査」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年8月31日付け装官総第11740号により、防衛装備庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、全部開示とするよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである（意見書については省略）。

本件開示請求は、平成18年度特定機関特定課（当時。以下同じ。）のタクシー券に関わる一切に審査請求人が関与していないこと（申請していない。受領していない。（返却していない。））を証明するために行っている。今回不開示部分が明らかにならないと確認できないため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「平成18年度、特定機関特定課のタクシー券の使用状況が確認できる行政文書。」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として「タクシー（18fy）検査」（本件対象文書）を特定した。

本件対象文書については、法9条1項の規定に基づき、平成29年8月31日付け装官総第11740号により、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対してされたものである。

2 法5条該当性について

本件対象文書の「タクシー（18fy）検査」については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当し不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「不開示決定を取り消し、全部開示とするよう求める。」として、原処分取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条1号に該当することから不開示としたものであることから、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年1月9日 審査請求人から意見書1を收受
- ④ 同月11日 審議（第4部会）
- ⑤ 同年2月27日 審査請求人から意見書2を收受
- ⑥ 同年4月12日 本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑦ 同年9月20日 審議（同上）
- ⑧ 同年10月11日 審議（同上）
- ⑨ 同月18日 審議（同上）
- ⑩ 同年11月1日 審議（同上）
- ⑪ 同月8日 審議（同上）
- ⑫ 同月22日 審議（同上）
- ⑬ 同年12月19日 当審査会会長が本件対象文書を委員の全員をもって構成する合議体（以下「総会」という。）で調査審議する旨決定
- ⑭ 平成31年2月21日 本件対象文書の見分及び審議（総会）

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定した上で、その表中「使用者」欄及び「経路」欄のそれぞれの一部（以下、順に「本件不開示部分1」及び「本件不開示部分2」といい、併せて「本件不開示部分」という。）を法5条1号に該当するとして不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めており、諮問

庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分の記載内容について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

(ア) 本件対象文書に記載されたタクシー券は、いずれも公用車による送迎対象となっていない一般職員が、深夜にわたって勤務し、帰宅する際に使用したものである。

(イ) 本件不開示部分1にはタクシー券を使用した職員の姓が記載されている。

(ウ) 平成18年当時のタクシー券の使用に関する規定は廃棄済みであり、現在保有していないが、現在保有する最も古いタクシー券の使用に関する規定である平成20年の「タクシー券の使用基準等について」では、降車地欄には、職員が居住する宿舎名又は自宅の最寄り駅を記載することとなっており、平成18年当時も同様であったと思われる。したがって、本件不開示部分2には、職員が居住する宿舎名又は自宅の最寄り駅が記載されていると思われる。

イ 当審査会において、諮問庁から、上記「タクシー券の使用基準等について」の提示を受け確認したところ、タクシー券を使用した職員は、降車地として、職員が宿舎に居住している場合には宿舎名、自宅等に居住している場合には最寄り駅を記載することとされていると認められ、本件対象文書の記載内容と併せ考えると、諮問庁の上記説明に不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情はない。

(2) 不開示情報該当性について

ア 本件対象文書は、平成18年度に特定課において使用されたタクシー券について、タクシー券を使用した職員の氏名、使用した年月日、経路等の情報が、使用に係るタクシー券ごとに表形式で記載された文書であり、本件不開示部分を含め、各行ごとに一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

そこで、本件不開示部分について、法5条1号ただし書該当性及び法6条2項による部分開示の可否を検討する。

イ 本件不開示部分1について

(ア) 法5条1号ただし書該当性について

帰宅は職員の職務遂行に該当しないので、「各行政機関における

公務員の氏名の取扱いについて」(平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ)による公表慣行が認められず、ほかに当該情報を公にする慣行があることをうかがわせる事情はないから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情もない。

(イ) 法6条2項による部分開示について

職員の姓は、個人識別部分であるため部分開示の余地はない。

ウ 本件不開示部分2について

(ア) 法5条1号ただし書該当性について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、防衛装備庁において、当該情報を公にする慣行はないとのことであり、その説明に不自然・不合理な点があるとはいえないから、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当しない。また、当該部分は、職員の職務の遂行に係る情報とは認められないことから、同号ただし書ハに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

(イ) 法6条2項による部分開示について

当審査会の従前の答申(平成20年度(行情)答申第527号及び同第528号。平成21年度(行情)答申第281号も同旨。)は、帰宅のためにタクシー券を使用した場合の降車地につき、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないから法6条2項により部分開示すべきであるとしており、その詳細な理由は、別紙のとおりである。

しかし、タクシー券を使用した職員と同じ部局で勤務する者等一定範囲の者であれば、タクシー券が使用された日付等から当該職員を特定することができる可能性があり、降車地が公にされれば、当該職員が宿舎に居住している場合には宿舎名、自宅に居住している場合には自宅の最寄り駅を知ることができることになる。現在の社会状況下においては、そのような情報が不特定多数の者に拡散する可能性も否定できないことを併せ考えると、降車地が公にされれば、当該職員の意に反して居住する宿舎名又は自宅の最寄り駅という私生活に密接に関わる情報が他者に知られる可能性があることと認められる。その結果、例えば、当該情報が悪用され、公務に関連し、あるいは私生活に関連して嫌がらせ等を受け、当該職員の平穏な私生活が脅かされる危険性があることを否定することはできない。

なお、本件開示請求者に、開示請求において得た情報を悪用す

るつもりがなかったとしても、情報公開制度においては、開示請求者が何人であっても同一の開示を行うのが原則であるため、特定の開示請求者の意図や属性を勘案して開示・不開示の判断を行うのは適当ではない。

よって、降車地を公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがないとはいえ、部分開示することはできない。

(3) したがって、本件不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(総会)

委員 岡田雄一，委員 池田綾子，委員 池田陽子，委員 泉本小夜子，
委員 岡島敦子，委員 下井康史，委員 白井玲子，委員 常岡孝好，
委員 中曽根玲子，委員 南野 聡，委員 山名 学，委員 葭葉裕子，
委員 渡井理佳子

別紙

本件対象文書における降車地の記載は、職員の帰宅先である自宅住所の一部や、自宅近くの駅名等であると認められるが、職員の自宅住所を具体的に明らかにするものとは認められない。また、当審査会において事務局職員を通じ諮問庁に確認したところ、職員の住所録等が一般に公にされているという事情はないとのことであるから、降車地から直ちに職員の氏名等が特定されるとは認められない。なお、職員の一部については、電話帳等に自宅住所の掲載を同意している場合もあると考えられ、そのような場合には、本件対象文書における降車地名から当該職員の氏名が推認されることは、考えられないことではないが、そのような場合においても、本件対象文書からは、特定の日当該職員の職務の遂行が深夜に及んだ事実等が推認されるのみであり、その権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

(平成20年度(行情)答申第527号及び同第528号より抜粋)